

役場に行かずに、自宅で手続き！

## 転出届はマイナポータルで！



電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを通じてオンラインで転出届および転入予約（来庁予定の連絡）ができます。利用方法はホームページをご確認ください。



◀マイナポータル（引っ越し手続き）



◀町ホームページ

※転出に伴う教育や福祉サービス等は担当課窓口での手続きが必要な場合があります。  
※転入手続きは転入先市区町村の窓口へ、転居手続きは住民課窓口へ必ずご来庁ください。

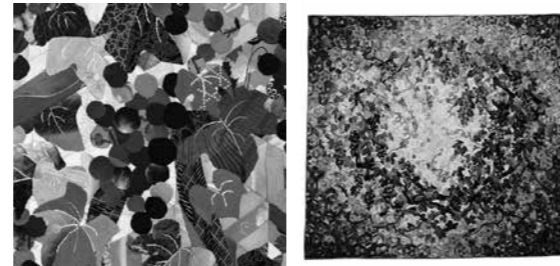
お知らせ  
news

## 金ヶ崎要害歴史館アート作品展 「パッチワークキルトー色と柄の奇跡ー」の開催

問 金ヶ崎要害歴史館 (☎ 42 - 30609) 月曜休館

本作品展では、金ヶ崎町民である渡邊麗子<sup>わたなべれいこ</sup>氏のパッチワークキルトを紹介し、その巧みな色遣いや細やかな図柄をぜひお楽しみください♪

- 開催期間 2月21日(土)～3月22日(日)  
※2月23日(月・祝)は開館、2月24日(火)は休館
- 開催場所 金ヶ崎要害歴史館 展示室
- 開催時間 午前9時～午後5時
- 入館料 一人200円(常設展含む)、高校生以下無料



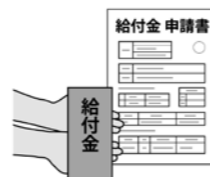
お知らせ  
news

## 金ヶ崎町生活者支援定額給付金の申請受付を開始

問 企画財政課政策係 (内線 2325)

金ヶ崎町生活者支援定額給付金の申請受付を開始しました。通知と申請書は世帯主宛に送付しておりますので、通知等をご一読いただき、振込先口座の通帳の写し等を添付のうえ、申請書を提出してください。

- 申請書類 ①金ヶ崎町生活者支援定額給付金申請書 ②口座の情報が分かる書類（通帳の写し等）  
※必ず口座情報が分かる書類を添付して下さい。
- 提出期限 3月31日(火) (必着)
- 提出方法 ①同封しております返信用封筒に申請書を入れ、郵送にて提出してください。  
②やむを得ず、窓口での申請を希望される方につきましては、下記期間のみ申請受付窓口を開設しますので金ヶ崎町役場にお越しください。  
▶日時 3月4日(水)～6日(金) 午前9時～午後4時  
▶場所 金ヶ崎町役場3階 302・303会議室
- その他 給付金の詳細はHPに掲載しております。  
<https://www.town.kanegasaki.iwate.jp/articles/2026011500030/>



お知らせ  
news

## 引っ越しの際は住所の異動手続きを忘れずに！

問 住民課町民係 (内線 2127)

毎年3月・4月は進学、就職、転勤などで住所異動の多い時期です。窓口の混雑も予想されますので、時間に余裕を持って手続きをお願いします。

住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。住所に変更があったときは、**14日以内に届出**をしてください。

届出の種類	届出に必要なもの	届出人
転出届 (金ヶ崎町→他市区町村)	・本人確認書類（運転免許証など） ・マイナンバーカード（お持ちの人）	転出する本人または 現在同一世帯の人
転入届 (他市区町村→金ヶ崎町)	・本人確認書類（運転免許証など） ・マイナンバーカード（お持ちの人） ・前住所の市区町村が発行した転出証明書 (マイナンバーカードをお持ちでない人)	転入する本人または 転入先で世帯を同一にする人
転居届 (金ヶ崎町→金ヶ崎町)	・本人確認書類（運転免許証など） ・マイナンバーカード（お持ちの人）	転居する本人または 同一世帯の人

届出人以外の方が手続きする場合は、委任状が必要です。

転入・転居の際は、マイナンバーカードの住所変更を行います。お持ちの方は転入・転居する全員分をご持参ください。

### ◎町外へ転出・町外から転入する場合

引っ越し前の  
市区町村

#### <オンラインでの届出>

[ 転出前に ]  
マイナポータルを通じオンラインで転出届を提出する（窓口で行う必要はありません）

引っ越し先の  
市区町村

[ 転入した日から14日以内に ]  
マイナンバーカードを提示の上、転入届を提出する

#### <窓口での届出>

[ 転出前に ]  
転出届を提出して転出証明書を受け取る  
※マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書の受取りはありません。

[ 転入した日から14日以内に ]  
転出証明書を添えて転出届を提出する。  
※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを提示してください

### ◎町内で転居する場合

役場住民課

[ 転居した日から14日以内に ]  
転居届を提出する



「正確な住所の届け出」は法律上の義務です！